

お知らせ

地震から命を守るために、高齢者のみの世帯や障害のある人のある世帯、母子家庭などを対象に、家具の固定作業を無料で実施しています。

地震から命を守るために
無料で家具を固定します

◆対象となる世帯

- ① 65 歳以上の高齢者のみの世帯
(同一世帯に18歳未満の人がいる場合も可)
- ② 次の人を含む世帯
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ・療育手帳の交付を受けている人
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 - ・障害厚生年金・障害基礎年金の受給権がある人
 - ・要介護・要支援の認定を受けている人
- ③ 母親及び満 18 歳未満の子のみの世帯
(同一世帯に65歳以上の人がいる場合も可)

◆対象家具等

タンス、本棚、冷蔵庫、食器棚など4品まで
※固定作業後の家具の移動や固定金具の取り外しは受けられません。

◆申込方法

電話で(後日、申請書を送付します)
※詳細は、お問い合わせ下さい。



我が家の防災対策をチェック!

家具の固定以外にも、家庭でできる防災対策を確認しましょう。

- 地震・津波ハザードマップで地域の被害想定を確認していますか?
- 自宅の耐震状況は確認済みですか?
- 非常持ち出し品や災害備蓄品の準備をしていますか?
※7日分の水や食料を備蓄しましょう。
- 災害情報の収集手段を確認していますか?

☎危機管理課
055-934-4803

お知らせ

市民相談センターでは、市民の皆さんが抱える困りごとの解決をお手伝いするために、市政・一般相談や消費者トラブルの相談、専門家による法律相談等、様々な相談に応じています。

あなたの問題解決の
お手伝いをします

市民相談センターの各種相談

相談の種類	とき	内容
市政・一般相談	月～金曜日、 8時30分～17時15分	個人の生活上に生じた問題についての相談や市への要望・意見など
消費生活相談		契約問題や悪質商法に関する相談など 消費生活全般 ☎消費生活センター ☎055-934-4841
以下の専門家による相談は予約が必要です。☎市民相談センター ☎055-934-4700		
人権・法律相談	毎月第1・3水曜日、 10時～15時	人権問題や法律問題全般
戸田地区人権相談 ※くら戸田で実施	10・12・3月の第2水曜日、 10時～15時	人権問題
建築相談	毎月第2火曜日、13時～16時	建築関係全般
行政相談	毎月第2・4水曜日、10時～15時	国・県・市などの行政サービス等に関する要望や苦情など
戸田地区行政相談 ※くら戸田で実施	毎月第2水曜日(1・8月を除く)、 10時～12時	
弁護士による 多重債務相談	毎週金曜日、13時～17時	債務整理(自己破産、過払い金返還請求等)、消費契約問題、金銭トラブルなど
司法書士相談	毎月第3火曜日(8月を除く)、 13時～16時	相続、遺言、贈与、不動産登記、成年後見など
不動産に関する相談	毎月第1木曜日(1・5月を除く)、 13時～16時	借家、アパート等の賃貸借(敷金返還、修繕費用等)、不動産売買など

☎広報広聴課
(市民相談センター)
055-934-4700

お知らせ

地震による家屋やブロック塀の倒壊から命を守り、津波から早く逃げるための避難路を確保するためにも、住宅の耐震補強や危険なブロック塀の改善をしましょう。

補助制度を利用して地震に強い家づくりを

木造住宅の耐震化

木造住宅の補強計画の作成や耐震補強工事を行う場合、費用の一部を補助します。



・対象

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震化
(着工前に補助金の申請が必要です)



詳細は、お気軽にお問い合わせ下さい。

無料診断

耐震補強相談士が、無料で耐震診断を実施します。

補強計画の作成

補強計画を作成する場合、96,000円を補助します。
(高齢者のみが居住する住宅は144,000円です)

耐震補強工事

耐震補強工事を実施する場合、50万円を補助します。
(高齢者のみが居住する住宅等は70万円です)

ブロック塀の撤去・改善

危険なブロック塀の撤去や改善を行う場合、費用の一部を補助します。



・対象

倒壊または転倒の恐れのあるブロック塀(道路境界に面し、基礎を除く高さ60cmを超えるものに限る)等の撤去、または防災上安全な塀への造り替え
(着工前に補助金の申請が必要です)

・補助率等

	対象	補助率	内容
撤去	一般	50%	工事費と「8,900円×長さ」を比較して安い額の2分の1かつ上限10万円
	津波避難路	100%	工事費と「32,000円×長さ」を比較して安い額
改善	一般	50%	工事費と「38,400円×長さ」を比較して安い額の2分の1かつ上限25万円
	津波避難路	100%	工事費と「38,400円×長さ」を比較して安い額

※津波避難路とは、下香貫・静浦・内浦・西浦・戸田地区において、沼津市地域防災計画で定められた、津波避難路のことを指します。

☎建築指導課
055-934-4759